

# 足立区スクールソーシャルワーカー（代替職員）採用選考実施要領

令和8年2月  
足立区こども支援センターげんき

足立区教育委員会では、いじめや不登校等の生活指導上の困難な課題に対応するためスクールソーシャルワーカーの採用選考を下記のとおり実施します。

## 記

### 1 募集する職

スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）

### 2 募集人数

2名程度

### 3 雇用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで。

※更新予定なし。ただし休業期間によって更新の可能性あり。

### 4 勤務場所

足立区こども支援センターげんき 教育相談課

(1) 西新井(足立区梅島3-28-8)

(2) 綾瀬(足立区綾瀬1-34-7-102)

(3) 竹の塚(足立区竹の塚6-3-13 竹の塚SEビル2階)

※ (1)から(3)のいずれか

※ 上記のほかに区内小中学校を巡回します。

### 5 職務内容

(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた地域や家庭環境への働きかけ

(2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

(3) 学校におけるチーム体制の構築、支援

(4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

(5) その他、教育委員会が必要と認めること

※ 児童・生徒の家庭や関係機関等を訪問することがあります。

### 6 勤務条件

(1) 勤務日数 週4日（週30時間勤務）

① 月曜日から金曜日までの間の4日勤務（火曜日、木曜日は勤務必須）

② 休務日：土曜日、日曜日、月～金のいずれか1曜日

祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 勤務時間 原則として午前8時30分から午後5時15分までの間の7時間30分

※ 休憩時間60分を除く

(3) 報酬 月額 272,949円（令和8年2月現在）

※ 採用までに条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めると  
ころによります。

※ 別途、通勤手当相当分支給あり（限度額あり）

(4) 期末・勤勉手当 区の規定に基づき支給

(5) 各種保険 社会保険、雇用保険あり

(6) 出張旅費 交通実費相当額支給

(7) 有給休暇 あり（規定による）

(8) その他 退職金制度、昇給制度なし

## 7 応募要件

- 次のいずれかの要件を有する方
- (1) 社会福祉士の資格を有する方
  - (2) 精神保健福祉士の資格を有する方
  - (3) 大学・大学院等においてスクールソーシャルワーク教育課程を履修し、卒業した方(令和8年3月卒業見込み可)

## 8 申込期限

令和8年3月6日(金) **※午後5時必着**

## 9 選考方法及び日程

採用選考申込(履歴)書(以下「申込書」)および小論文(1,200字程度)による第一次選考を行い、その一次選考合格者を対象として、面接による二次選考を行います。

- (1) 一次選考(書類) 申込書および小論文による選考  
※ 第一次選考結果通知日:令和8年3月11日頃 発送予定
- (2) 二次選考日(面接) 令和8年3月16日(月)午後・19日(木)午後  
※ 第一次選考結果の通知で指定された日時  
※ 都合がつかない場合は応相談
- (3) 最終選考結果通知日 令和8年3月23日(月)頃 発送予定

## 10 小論文課題

「以下の課題の中から一つを挙げ、足立区スクールソーシャルワーカーとして、現状をどのように分析し、取り組むべきかを論じてください。 1 不登校 2 児童虐待 3 ヤングケアラー 4 発達障がい 5 家庭環境 6 経済的困窮」(1200字程度)

## 11 申込方法

### (1) オンライン申請によるお申込み

関連リンクより (足立区オンライン申請システム) へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請してください。その際は、下記の関連資料から、「申込書」「小論文用紙」をダウンロードしていただき、申請時に添付するとともに顔写真のデータも添付願います。

### (2) 窓口・郵送によるお申込み

「申込書」「小論文用紙」は当センター窓口、または足立区ホームページからのダウンロードにより取得してください。「申込書」「小論文用紙」を窓口までお持ちいただくか、下記提出先まで簡易書留で郵送してください。

※ 記入方法はパソコン入力・手書きのどちらでも可。

※ 応募書類は返却しません。

※ 持ち込みの場合には、土・日曜日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時までに窓口へお持ちください。

## 12 応募できない方

次の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- (1) 地方公務員法16条(欠格条項)の各号のいずれかに該当する方
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心神耗弱を原因とするものを除く)

## 13 提出および問い合わせ先

〒121-0816 東京都足立区梅島3-28-8

足立区こども支援センターげんき 教育相談課 登校支援係

スクールソーシャルワーカー採用担当

電話: 03(3852)3652

E-mail: kodomo-kyouikusoudan@city.adachi.tokyo.jp